

平成 19 年 4 月 2 日

陸上競技部顧問殿

東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部

男子部長 中原健次

女子部長 藤井正俊

公印略

大会参加資格の一部変更について (案)

日頃より、当陸上競技専門部にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、従来から当陸上競技専門部主管の大会におきまして、各方面から参加資格を見直すようにとの指摘がされてきました。それを受けまして、昨年度1年間にわたり、関係各機関で検討した結果、以下のように参加資格条項の改訂案をたてました。皆さまのご審議をよろしくお願い申し上げます。

記

東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部主管の大会参加資格として、従来は、高校総体および全国駅伝の予選会以外は、「(1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること」「(2)選手は、東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部に加盟登録している生徒であること」という条項があったが、それを以下のように改訂するものとする。なお、これ以外の条項は、従来のまま(条項番号は繰り上げ)とする。

〔新条項〕

- (1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(以下「1条校」と記す)に在籍し、東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部に加盟登録している生徒であること。または次の1～6の規定をすべて満たす生徒であること。
1. 学校教育法第82条の2および第83条に規定する学校に在籍し、東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部が指定した諸手続を完了した生徒であること。
 2. 学齢・就学年限ともに1条校と一致する専修学校あるいは各種学校に在籍すること。
なお、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の場合には、東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部の審査を経た上で、年齢制限に抵触しない範囲において、通算3年間までの出場を上限とし、参加を認める。
 3. 部活動が教育の一環として日常継続的に責任ある顧問職員のもとに適切に行われており、活動時間が1条校に比べて著しく均衡を失っておらず、運営が適切である学校に在籍すること。なお、連携校による混成参加(リレー・駅伝など)は認めない。
 4. 東京都高等学校体育連盟の目的と永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 5. 東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部で定めた大会日程要項を遵守し、大会申し合わせ事項に従うとともに、応分の経費を負担し、円滑な大会運営に協力すること。
 6. 大会参加にあたり、当該校の職員に引率されていること。また障害・賠償責任保険に加入していること。